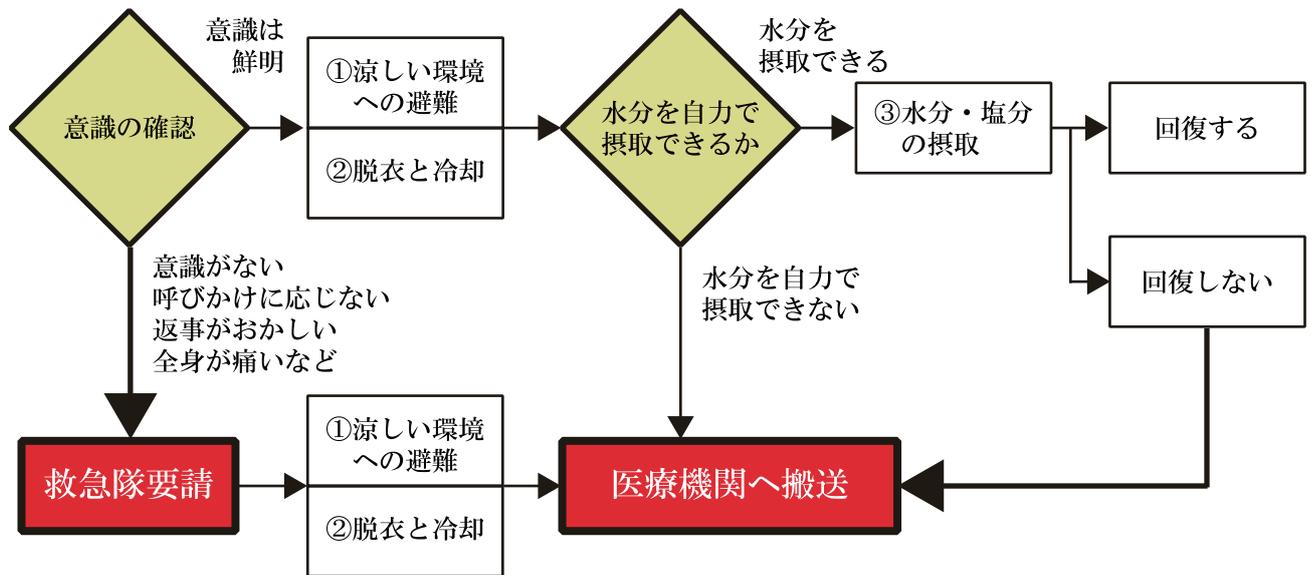


# 職業性疾病予防対策

## ① 熱中症の緊急措置（現場での処置）

熱中症の予防には、「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です。又、体調や暑さに対する慣れなどが影響して、暑さに対する抵抗力（感受性）は個人によって異なりますので注意が必要です。

もし、熱中症になった時は、涼しい場所への避難、衣服を脱がせ、身体を冷やす、水分・塩分を補給する、もし、自力で水を飲めない場合や意識がない場合は、直ちに救急隊を要請しましょう。



## ② 腰痛

### 作業管理

- 自動化、省力化に努める。
- 腰部に負担がかかる不自然な作業姿勢をできるだけ取らないようにする。
- 作業時間、作業量等が適切か検討する。
- 作業動作、作業姿勢、作業時間等について作業標準の策定を図る。

### 作業環境管理

- 休憩設備等を設ける。
- 作業に応じた適切な温度、照明を保つように努める。
- 作業姿勢等を考慮した設備の配置等に努める。

### 健康管理

- 配置前及び定期的に腰痛の健康診断を実施し、それに基づく適正な事後措置を講ずる。
- 腰痛予防体操の実施を図る。

### 労働衛生教育

- 腰痛の予防等に関する労働衛生教育の実施を図る。

### ③ 酸素欠乏症

#### 1) 作業計画の策定

作業場所が酸素欠乏危険場所に該当するか、酸素または硫化水素の濃度測定等により事前に確認し、危険因子を洗い出すこと。

#### 2) 作業主任者の選任と職務の遂行

酸素欠乏危険作業については、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業指揮や酸素濃度の測定、空気呼吸器等の使用状況の監視等法令で決められた職務を行わせること。

#### 3) 測定の実施

その日の作業開始前に、酸素欠乏危険作業主任者により、酸素濃度、硫化水素濃度の測定を行うこと。

#### 4) 換気の実施

作業場所の酸素濃度が18%以上、硫化水素濃度が10ppm以下に保つよう換気すること。

#### 5) 保護具の使用

爆発、酸化等を防止するため換気できないときまたは換気しても基準に満たないときは、送気マスク等の呼吸用保護具を同時に作業する作業者の人数と同数以上を備え、使用させること。

#### 6) 立入禁止の表示

酸素欠乏危険場所または隣接する場所では立入禁止とし、その旨を見やすい箇所に表示すること。

#### 7) 監視人等

酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、常時作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を酸素欠乏危険作業主任者等に通報する者を置く等の措置を講ずること。

#### 8) 二次災害の予防

酸素欠乏災害が発生した際、救助者による二次災害が発生しないよう救助者にも空気呼吸器等または送気マスクを使用させること。また墜落のおそれのある場合には安全帯も装備させること。

### ④ その他の職業性疾病

#### ●じん肺の防止

事前に粉じん対策に係る計画を策定し、粉じんの湿潤化、換気、保護具、労働衛生教育、休憩室の隔離、健康管理、清掃、粉じんの発散低減などの措置を講ずる。

#### ●石綿障害の予防

事前調査（発注者、目視・設計図書、石綿含有分析）により計画を策定し、作業方法及び順序、発散防止措置、集じん・換気装置、保護具、特別教育などの措置を講ずる。

#### ●ガラス繊維及びロックウールによる粉じん障害の防止

作業方法、換気方法、保護具、特別教育、関係者以外の立入禁止、飛散防止などの措置を講ずる。

#### ●ダイオキシン類のばく露防止

特別教育、作業指揮者の選任、保護具、濃度測定、汚染拡散防止、適正な処分などの措置を講ずる。

#### ●振動障害の予防

作業方法の改善、作業手順の作成、振動業務以外の業務との組合せ、振動ばく露時間の抑制、保護具、特別教育などの措置を講ずる。

#### ●騒音障害の防止

騒音レベルの測定、騒音の少ない機械の使用、防音保護具、遮音設備、労働衛生教育、騒音健康診断などの措置を講ずる。

#### ●有機溶剤中毒の予防

作業主任者の選任、作業手順書、労働衛生指導、材料管理、保護具、換気設備、有機溶剤健康診断などの措置を講ずる。

#### ●高気圧障害の防止

作業計画の作成、作業主任者の選任、連絡員、特別教育、労働時間、加圧・減圧の時間・速度、記録、火気等の持込み禁止、緊急用具、保護具、高気圧業務健康診断などの措置を講ずる。